

令和 7 年 3 月 25 日

益田興産株式会社 一般事業主行動計画（第 4 期）

（次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、女性の働きやすい職場環境を整備することによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日の 5 年間

2. 内容

〈次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標〉

目標 1. 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間平均 15 日以上にする

（対策）

令和 7 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

令和 7 年 5 月～ 社員への通知、ポスター作製・掲示

令和 7 年 5 月～ 年次有給休暇の取得促進

〈次世代育成支援対策推進法に基づく目標〉

目標 2. 社員の所定外労働時間を、一人当たり年間 130 時間未満にする

（対策）

令和 7 年 4 月～ ノー残業デーの実施及び、休日出勤の代休取得促進

令和 7 年 4 月～ 所定外労働が発生しやすい業務を担当する従業員を複数名育成し、所定外労働時間を分散する

令和 7 年 8 月～ 乗用草刈機等を導入し、従業員の年間草刈時間を 2 割削減する

令和 7 年 9 月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

〈女性活躍推進法に基づく目標〉

目標 3. 体力的負担の大きな業務を、女性が就労しやすい環境・体制に整える

（対策）

令和 7 年 8 月～ 乗用草刈機を使用できる女性 1 名を育成し就業定着を目指す

令和 7 年 10 月～ 昇降機等を導入し、積荷作業の負担を軽減する